

元治二年一月廿九日より元治二年二月二日まで

P8311219 right

向々へ達し遣す、飛騨守殿明日の御帰府不定に相成る

晦日(三十日)寅 晴漸陰

飛騨守殿より先達て第八時半頃より、運上所へ出、亜コンシユル来り、蘭通弁官引替銀の義、
促し 並

製鉄所御取建地所差支の義申聞る、右地所差支の義は掛りにて瀬兵衛引受カシヨシ方へ
引合に行く、十一時頃より英館へ庄次郎、瀬兵衛一同相越此事、江戸表より申越趣を以、引合処
一向に取合

不申候、善福寺普請模様の義、楽太を以亜ホルトメンへ申入る、幸コンシユル出府差留談判
として頼ら来

共に相越処病氣にて不面、通弁官を以談論往復の処、是また取合不申候、夕濟帰宿

英ミニストール出府差留方 並附属人員減少等、談判は□、猶御用状を以申越す、即時楽太へ達す

P8311219 left

二月

朔日卯 濃陰

本日英館引合に付、立合の義瀬兵衛へ達す、第十時頃より運上所へ出、英館へ面晤の義申入□し
堅く断の旨申聞此願を約し空敷帰宿、其段御用状を以申遣す、内状をも遣し候

二日辰 濃陰細雨断続

第九時半より運上所へ出、瀬兵衛供に英館へ行き引連候、兵卒減方 並出府中取メ向等の義、談
し運上所へ引取、海軍伝習の義に付、庄次郎ら下総へ伝言有し、第一時半過帰宿、幸コンシユル
此談の趣も有しに付、来る七日迄出府見合候間、宿寺取極有し様いたし度旨、通弁官を以
運上所迄、

申出る、得。十郎を以右挨拶として□す来る七日に、其期しがたく何れ是より可申入旨申達す、
当駅出立

と決し午下第二時半立出、第四時川崎駅(本陣さし支え万年屋)旅宿へ着

()内は細字双行(一行に小さい文字で二行書き)などの場合です。

□印は解読未了の文字です。私の実力ではすぐ解読できません。

【判読不可】、■は、文章の一部に汚れ、虫食いにより文字が無い等です。